

食品表示部会
栄養表示に関する調査会
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会
加工食品の表示に関する調査会
報告書
とりまとめ（案）

平成 26 年 6 月 25 日
消費者委員会 食品表示部会

1. はじめに

平成 25 年 6 月 28 日に食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）が公布され、同法第 4 条第 1 項において、「内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項、表示の方法その他事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。」とされている。

また、同法第 4 条第 2 項において、「内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。」とされている。そのため、消費者委員会食品表示部会（以下「部会」という。）では、食品表示法における表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の案について意見を述べるにあたり、食品表示基準の全体の構成、食品表示基準策定に当たっての基本的な考え方、基準を統合するに際して必要な検討課題について、消費者庁との協力の下、調査審議を行うこととした。

なお、食品表示法附則第 1 条において「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とされており、食品表示基準の策定に当たっても平成 26 年夏ころまでに一定の方向性を示すべく調査審議を進める必要がある。短期間の中で、多くの審議項目について、同時並行的に効率よく審議していくため、食品表示部会設置・運営規程第 4 条に基づき、部会の下に「栄養表示に関する調査会」（以下「栄養調査会」という。）、「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」（以下「生鮮調査会」という。）、「加工食品の表示に関する調査会」（以下「加工調査会」という。）の 3 つの調査会を設置した。

食品表示基準の調査審議にあたっては、食品を「加工食品」、「生鮮食品」及び「添加物」に区分し、食品関連事業者等を「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用食品を扱う事業者」及び「食品関連事業者以外の販売者」に区分し、それぞれ 9 つの区分について、横断的事項の表示事項、表示方法及び個別的事項の表示事項、表示方法等の内容を定め、現行 58 本の表示基準を 1 本に統合することが部会において確認された。

また、「加工食品」、「生鮮食品」の区分の定義については、原則として、JAS法の品質表示基準等における定義を、食品表示基準に引き継ぐことも確認された。

なお、同部会において、栄養表示の義務化の導入時期については、食品表示法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定とすることが確認された。

2. 各調査会における審議結果の概要

審議結果の概要は、以下の通りであるが、詳細については、各調査会の報告書を参照されたい。

（１）栄養調査会のとりまとめの概要

栄養調査会では、栄養表示に関する対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について５回にわたって検討を行った結果、同調査会報告書のとおり、方向性がとりまとめられた。

なお、以下の事項については、Q&A、ガイドライン等で示すべきとの意見がとりまとめられた。

- ① 強調表示の表現例については、消費者に誤認を与えないよう Q&A 等で示すこと。
- ② 新たに強調表示とみなす事項について
 - ・ 強調表示の基準を満たさずに色や文字の大きさ等で目立たせた表示は、消費者に強調表示と誤認される可能性があるため、このような表示をすることは望ましくない旨を Q&A 等で示すこと。
 - ・ 商品名等で誤認を招くような表現についても望ましくない旨を Q&A 等で示すこと。

（２）生鮮調査会のとりまとめの概要

生鮮調査会では、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等について５回にわたって検討を行った結果、同調査会報告書のとおり、方向性がとりまとめられたが、異種混合の食品表示の取扱いについては、さらなる検討が必要であるとの課題が整理された。

なお、以下の事項については、Q&A、ガイドライン等で示すべきとの意見がとりまとめられた。

- ① 「生鮮食品」と「加工食品」の区分について、

具体的にどのような行為が「製造」、「加工」、「調整」、「選別」に当てはまるかについて、Q&A 等で説明すること。
- ② 現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定するものについて新基準案に規定する通知等を全て示すこと。

③ 用語の統一について

最終的な新基準案に使用されるすべての用語の個別、具体的な一覧表を整理し示すこと。

(3) 加工調査会のとりまとめの概要

加工調査会では、加工食品関係の個別品質表示、基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について8回にわたって検討を行った。詳細については、「加工食品の表示に関する調査会報告書」のとおり、方向性がとりまとめられたが、以下のとおり課題が整理された。

① 製造所固有記号について

製造所固有記号の在り方について、「4-3. 製造所固有記号について」(ア)～(エ)で示された見直し案に加え、以下の代替案について、事業者、消費者から意見聴取し、その結果を踏まえて検討すること。

(ア) 製造所固有記号の使用は認めないこと。

(イ) 表示可能面積に制約がある場合にのみ製造所固有記号の使用を認めること。

(ウ) 自社の複数の工場で製造する場合のみ製造所固有記号の使用を認めること。

(エ) 消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じること。

② 表示のレイアウトについて

栄養表示が義務化されることから、30 cm²以上の表示事項の省略規定について検討すること。

なお、以下の事項については、Q&A、ガイドライン等で示すべきとの意見がとりまとめられた。

① 「表示責任を有する者」について

「製造者」「加工者」の定義を明確にすべきである、定義が明確にできないのであればQ&Aの整理が必要であること。

② 表示のレイアウトについて

食品添加物以外の原材料と食品添加物の違いを明確に区別できるための表示方法をQ&A等で示すこと。

- ③ 用語の統一について
最終的な新基準案に使用されるすべての用語の個別、具体的な一覧表を
整理し示すこと。